

～ 税務課資産税係からのお知らせ ～

償却資産の申告を忘れずに！

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸付している方が、その事業のために用いている構築物、機械（農業機械含む）、備品等（土地・家屋を除く）のことです。

期 間	平成 29 年 1 月 4 日（水）～平成 29 年 1 月 31 日（火）
対 象	・ 1 月 1 日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人 ・ 1 月 1 日現在、市内で直接事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
内 容	・ 昨年まで申告している方は、「1 年間の償却資産の増減のみ（電算処理での申告は全資産）」を申告 ・ 新たに申告する方は、「1 月 1 日現在所有している償却資産すべて」を申告 ※ 申告用紙が必要な方はご連絡ください ※ 電子申告（エルタックス）での申告もできます

- ①申告された償却資産課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合は課税されません。
②税務署で必要経費として減価償却資産申告を行っている資産で、市に償却資産として申告していないものも対象となります。
○税務署調査で、申告漏れがある事業所及び個人へも申告書を送付しております。初めて申告書を受けられた方も申告の対象事業所（者）となります。また、申告漏れがあった場合、過年度にさかのぼって課税になることがありますので、あらかじめご了承ください

課税免除特例の申請について

宮古島市では、沖縄県の自主的発展に寄与する目的として一部固定資産税の特例措置があります。

- 申告期間
平成 29 年 1 月 4 日（水）～平成 29 年 1 月 31 日（火）
- 免除対象
右の QR コードか、宮古島市 HP「税金」「課税免除の特例について」をご覧ください。
- 受付・お問合せ
税務課資産税係 ☎ 72-3751(内 177、129、131、134)



課税免除の特例について

家屋を取り壊した方について

平成 28 年中に取り壊された家屋は、次年度から固定資産税の課税対象になりません。家屋を取り壊した方、又は家屋が火災等の被害に遭われた方はご連絡ください。

住宅用地の申告について

住宅用地については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。

①住宅を新築・増築した場合や住宅の全部、一部を取り壊した場合、②土地や家屋の全部又は一部を用途変更した場合は住宅用地の認定が変わります。当該年度の初日に属する年の 1 月 31 日までに申告書の提出が必要になります。

お問合せ
税務課 資産税係 ☎ 72-3751(代表)

固定資産税の現況調査について

固定資産税課税台帳整備のため、現況調査を行っています。調査にあたっては、外観が把握できない等の場合は敷地内に立ち入らせていただく場合もあります、また記録のため写真撮影をさせていただきます。調査員は、「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、「調査員証明書」を携帯しています。

平成 29 年 4 月よりコンビニ交付サービス開始予定！！

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して宮古島市が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）を全国のコンビニエンスストア等から取得できるサービスです。

- ご利用時間：毎日 6 時 30 分～ 23 時 ※ 年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)を除く。
- サービス利用できる店舗 全国のセブンイレブン・ファミリーマート・ローソン

※必要なもの：マイナンバーカード（カード交付までには約 1 ヶ月程かかります。）

【お問合せ】
マイナンバー総合サイト ☎ 0120-95-0178（無料）
公式 HP : <https://www.kojinbango-card.go.jp> [マイナンバー総合サイト](#) [検索](#)



宮古島税務署からのお知らせ

～ 確定申告会場の設置期間は 2 月 16 日～ 3 月 15 日（月～金）となっております。～

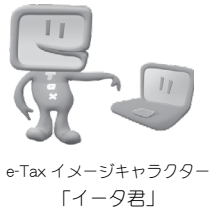
1 月中は申告相談会場を設けておりません！ ※ 申告書の提出だけの方は受付しています。
平成 28 年分の所得税等の確定申告について、申告相談会場（宮古島税務署 2 階会議室）は 2 月 16 日から開設しますので、申告相談が必要な方は設置期間内にご来場下さい。

確定申告に関する相談

申告手続きや申告に必要な書類の確認など、各種のお問合せは国税庁ホームページまたは確定申告電話相談センターをご利用ください。

- ▶ 国税庁ホームページ www.nta.go.jp [検索](#)
- ▶ 確定申告電話相談センター：平成 29 年 1 月 4 日（水）～ 3 月 15 日（水）
8 時半～ 17 時（原則として、土日・祝日を除く）

- ①宮古島税務署（☎ 72-4874）へおかけください。
- ②音声ガイダンスに従い「0 番」を選択してください。



e-Tax イメージキャラクター「イータ君」

～ 宮古島地域雇用創造協議会からのお知らせ ～

厚生労働省委託事業 無料スキルアップ講座 受講生募集 !!

■対象者：求職者・転職希望者

講 座 名	開 催 期 間	申 込 締 切
初級中級ビジネススキル習得セミナー	1/16～1/27（月～金） 9 時半～ 16 時半	1/12（木）
	1/30～2/10（月～金） 9 時半～ 16 時半	1/26（木）
多言語対応でおもてなしセミナー	1/16～1/20（月～金） 9 時半～ 16 時半	1/12（木）

■対象者：事業主、従事者、創業希望者

講 座 名	開 催 期 間	申 込 締 切
ヒット商品開発改良流通セミナー	2/22～3/3（水～金） 15 時～ 21 時	2/20（月）
地域食材活用セミナー（食材：紫芋）	1/17～1/20（火～金） 14 時～ 20 時	1/12（木）
	（食材：宮古牛、よもぎ） 2/14～2/17（火～金） 14 時～ 20 時	2/9（木）
経営のお悩み解決！事業活性化セミナー	2/6～2/9（月～木） 14 時～ 20 時	2/2（木）

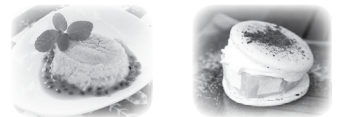
※ 諸事情により日程等が変更となる場合がございます。ご了承ください。

宮古島スイーツコンテスト 2017 応募作品募集中 !!

募集期間：平成 28 年 12 月 5 日（月）～平成 29 年 1 月 20 日（金）平日のみ / 9 時～ 17 時

宮古島の特産物（マンゴー、パッションフルーツ、紫芋等）を使用したスイーツレシピを募集します。コンテストで優秀な成績を収めた作品は、商品化に向けて専門家の指導の下、フォローアップを行います。宮古島の新たな特産品として、島内外への消費、それに伴う雇用機会の創造・拡大を目指しています。応募用紙は宮古島地域雇用創造協議会（琉銀ビル 4 階）・市役所各庁舎 1 階に設置しております。

- 開催日時：平成 29 年 2 月 12 日（日） 開場：13 時 / 審査開始：13 時半
- 開催場所：宮古島市中央公民館



お問合せ先及び受付場所

- ▶ 宮古島地域雇用創造協議会（琉銀ビル 4F）☎ 79-5288 / FAX : 79-5289
- ホームページ：<http://miya-koyou.jp/> [宮古島地域雇用創造協議会](#) [検索](#)

